

二次審査

二次審査では、「入居候補者」となった方に必要な書類を提出していただき、申込日現在の申込資格の有無を審査します。

資格審査の結果、申込資格のないことが判明した場合や二次審査を無断で欠席された場合には、失格となります。

■二次審査に必要な書類（共通）

必要書類	注意事項
① 特賃住宅入居申込申請書	二次審査を受けられる方にお渡ししますので、太枠内を記入して提出してください。※マイナンバーの記載が必要です。
② 住民票の写し (住民票の写しの提出を省略していますが、入居しようとする方全員の氏名、続柄等の記載の確認ができない場合は住民票の写しが必要です。)	<u>入居しようとする方全員の氏名、続柄の記載があるもの。</u> ・ 申込者本人の申込日現在の住所がわかるものであることが必要です。 ・ 住民票の写しが別々で申込者本人との続柄が判明しない場合は、戸籍謄本等が必要です。 ※ 広島市では、各区役所の市民課・出張所で発行します。
③ 戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)	入居しようとする方全員について配偶者の有無がわかるもの。ただし、夫婦のみ又は夫婦及び未成年の子(未婚者に限る。)のみで入居しようとする場合は不要です。 ※ 広島市では、各区役所の市民課・出張所で発行します。
④ 収入を証明する書類	15、16ページの「収入証明書類について」をご覧ください。 ・ <u>入居しようとする方全員</u> (扶養を受けている中学生以下の方は除く。)について必要です。 ・ 失業中の方や収入のない方についても、必要です。
⑤ 課税台帳記載事項証明書 (所得証明書)	令和6年中の所得額が記載された証明書(例：広島市の場合は、 <u>令和7年度課税台帳記載事項証明書</u> 。二次審査の日が6月以前の場合は、その時点で発行できる最新の所得証明書)。 ・ <u>入居しようとする方全員</u> (扶養を受けている中学生以下の方は除く。)について必要です。 ・ 収入のない方が、④の「収入を証明する書類」として、課税台帳記載事項証明書を提出する場合、重複しての提出は不要です。 ※ 証明年度の年の1月1日時点(例：令和7年度の所得証明書であれば、令和7年1月1日時点)で住民登録がある市区町村の税務担当課など(広島市では、各区役所内の市税事務所又は税務室・出張所)で発行します。
⑥ 市町村民税の納税証明書 (完納証明書)	令和6年度分の市町村民税を完納したことがわかる証明書(例：広島市の場合は、 <u>令和6年度納税証明書</u> 。二次審査の日が6月以前の場合は、その時点で発行できる最新の完納証明書)。 ただし、課税されていない方は、令和5年中の所得額が記載された課税台帳記載事項証明書。 ・ <u>申込者本人のみ</u> 必要です。 ※ 証明年度の年の1月1日時点(例：令和6年度の完納証明書であれば、令和6年1月1日時点)で住民登録がある市区町村の税務担当課など(広島市では、各区役所内の市税事務所又は税務室・出張所)で発行します。

◎該当する方のみ必要なもの

区 分	必要書類	注 意 事 項	
申込者本人が広島市内に住所がない場合	在職証明書（市の指定様式）	勤務先で証明してもらってください。	
パートナーの方	パートナーシップ宣誓書受領証 パートナーシップ宣誓書受領カード	パートナーの定義については、1ページをご覧ください。	
委託児童と同居される方	児童の委託に関する証明書	児童相談所で証明してもらってください。	
条件付きでの申込みをされた方	婚約中の方 （申込日から1か月後までに婚姻の届出を行う方 （5ページ参照））	婚約証明書（市の指定様式）	入居手続き時の必要書類： 婚姻届受理証明書又は戸籍全部事項証明書 （戸籍謄本）
	持ち家売却予定の方 （申込日から1か月後までに持ち家の引渡しを行う方）	売却に係る媒介契約書	入居手続き時の必要書類： 売買契約書（引渡し日が申込日から1か月後までのものに限り）
	持ち家競売中の方 （申込日から1か月後までに持ち家の売却許可の決定がされる方）	競売通知（開札日が申込日から1か月後までのものに限り）	入居手続き時の必要書類： 売買許可決定の謄本
	持ち家解体予定の方 （申込日から1か月後までに持ち家の解体が完了される方）	建物解体に係る工事請負契約書	入居手続き時の必要書類： 建物取壊証明書又は建物滅失証明書（滅失の理由等に記載されている原因日が申込日から1か月後までのものに限り）
	離婚調停中の方 （申込日から1か月後までに離婚の届出を行う方 （5ページ参照））	事件係属証明書（離婚調停事件の受理日が申込日以前のものに限り。）	入居手続き時の必要書類： 離婚届受理証明書又は戸籍謄本
	退職予定の方 （申込日から1か月後までに勤務先を退職することが確実な方 （6ページ参照））	退職予定証明書（市の指定様式）	入居手続き時の必要書類： 退職証明書又は離職票
配偶者がいない方に準じた状態であると認められる場合	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当証書 DV被害者である場合は、女性相談支援センター長の証明書又は地方裁判所の保護命令決定書 その他左記の場合に該当することを確認できる公的機関による書類 		

※ 事情に応じて、その他必要な書類を提出していただくことがあります。

※ 現在市営住宅に入居中の世帯の場合は、現住宅の返還手続きを行っていただきます。